

公立大学法人奈良県立医科大学事務組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学組織に関する規程第17条第2項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）の事務組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(事務局の設置)

第3条 法人に事務局を置く。

2 事務局に、法人企画部、病院経営部、危機管理室及び情報推進室を置く。

(課、室及び係の設置)

第4条 法人企画部に総務広報課、人事課、財務企画課、研究推進課、教育支援課、新キャンパス・施設マネジメント課を置く。

2 病院経営部に経営企画課、病院管理課、医療サービス課、医療相談室、患者・家族支援室及び医療職事務支援室を置く。

3 前2項に掲げる課及び室（患者・家族支援室を除く。）並びに第3条第2項に掲げる危機管理室及び情報推進室にそれぞれ次のとおり係等を置く。

課・室名	係等名
総務広報課	総合調整係
人事課	人事係、障害者雇用推進係、給与係、働き方改革推進係
財務企画課	財務・計画係、会計係
研究推進課	研究企画係、研究支援係、産学連携推進係
教育支援課	医学科教務係、看護学科教務・大学院係、入試・学生支援係、医学情報係
新キャンパス・施設マネジメント課	キャンパス整備推進係、管理係、守衛室、建築係、空調係、電気係、機械係
経営企画課	経営企画係、臨床研究管理係、臨床研究審査係
病院管理課	病院総務係、用度係、臨床研修係
医療サービス課	医事管理係、レセプト係、債権管理係、医療機関連携係
医療相談室	相談係、医療安全推進係
医療職事務支援室	事務支援係
危機管理室	危機管理係
情報推進室	情報支援調整係、診療情報管理係

(その他の組織)

第5条 前条に定めるもののほか、理事長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、部、課その他これに相当する組織を置くことができる。

2 前項の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。